

監査報告第6号  
令和6年（2024年）1月24日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 愛 須 一 史  
同 高 橋 克 朋  
同 福 田 浩 太 郎

令和5年度第2回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、高橋克朋監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、社会福祉法人札幌南福社会の監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
	会計室		1		1		1	3		
財政局	税政部		1					1	2	
	税政部 中央市税事務所	1	1					2	1	1
	管財部			1				1	3	1
保健福祉局	高齢 保健福祉部		1					1	1	1
	障がい 保健福祉部		2				1	3	1	2
経済観光局	経済戦略 推進部		2					2		2
環境局	環境都市 推進部		1					1	1	
教育委員会	中央図書館		1				1	2	1	1
	市立学校		3	1		1		5	2	1
6局	9部・20校(園)	1	13	2	1	1	3	21	12	9

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

## 2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
下水道河川局	事業推進部	1	5			6	1
都市局	市街地整備部						
白石区	土木部			1		1	1
厚別区	土木部						
4局（区）	4部	1	5	1		7	2

### 3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
社会福祉法人前田記念福祉会	財政援助団体	1	
社会福祉法人札幌南福祉会	財政援助団体		
一般財団法人札幌市スポーツ協会	財政援助団体	1	
	出資団体	1	
	公の施設指定管理者	3	2
株式会社札幌花き地方卸売市場	出資団体	5	
公益財団法人札幌市生涯学習振興財団	財政援助団体		
	出資団体		1
	公の施設指定管理者	3	1
公立大学法人札幌市立大学	財政援助団体		
	出資団体	2	2
株式会社札幌リゾート開発公社	公の施設指定管理者	2	2
北のふるさとNグループ	公の施設指定管理者	2	
大和リース株式会社北海道支店	公の施設指定管理者		1
社会福祉法人麦の子会	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
あつべつグリーンパートナー	公の施設指定管理者	2	1
11 団体		22	11

# 財政援助団体等監査

## 令和5年度財政援助団体等監査報告書

令和5年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

### 監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設指定管理者監査

### 監査の対象

対象団体名	監査の種別	財政援助団体	出資団体	公の施設指定管理者
社会福祉法人前田記念福祉会		○		
社会福祉法人札幌南福祉会		○		
一般財団法人札幌市スポーツ協会		○	○	○
株式会社札幌花き地方卸売市場			○	
公益財団法人札幌市生涯学習振興財団		○	○	○
公立大学法人札幌市立大学		○	○	
株式会社札幌リゾート開発公社				○
北のふるさとNグループ				○
大和リース株式会社北海道支店				○
社会福祉法人麦の子会		○		○
あつべつグリーンパートナー				○

### 監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、80ページからの別表のとおりである。

## 監査の実施内容

監査の範囲	主として令和4年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和5年9月1日から同年12月19日まで

## 監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

### 1 財政援助団体監査

#### (1) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの

【社会福祉法人前田記念福社会】

札幌市軽費老人ホーム事務費補助金の実績報告において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 当該補助金は、利用者の前年の収入額に応じて変動するが、この収入の認定事務を誤った結果、補助金が過大となっているもの
- イ 利用人員の集計を誤ったことにより、補助金が過少となっているもの

補助金の実績報告に当たっては、チェック体制の強化を図るなどその金額に誤りがないよう適正に行われたい。

#### (2) 活動団体等への助成金の交付に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市スポーツ協会】

当法人が団体等の活動実態を十分に把握せずに、さっぽろアスリートサポート事業の助成金を交付している事例がみられた。

今後は、助成金の適切な交付及び目的に沿った効果的な活用のため、団体等の活動実態を適宜確認するなど、適正な事務の執行に努められたい。

## 2 出資団体監査

### (1) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市スポーツ協会、株式会社札幌花き地方卸売市場】

産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【一般財団法人札幌市スポーツ協会】

ア 法令に基づく委託契約書を取り交わしていないもの

【以下、株式会社札幌花き地方卸売市場】

イ 産業廃棄物処理委託契約書に記載された廃棄物の種類以外の廃棄物を処理していたもの

ウ 産業廃棄物処理委託契約書に記載された契約単価と異なる金額を支払っていたもの

産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を遵守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

### (2) 取締役会の開催を適正に行うべきもの

【株式会社札幌花き地方卸売市場】

会社法第363条第2項及び当法人の規則において、取締役会は3か月に1回以上開催することが定められているが、令和4年度は7月から10月にかけて取締役会は開催されていなかった。

取締役会は、会社の業務執行の決定を行うだけでなく、取締役の職務の執行の状況を監督する機関でもあり、取締役は自己の職務の執行の状況を報告しなければならないことから、少なくとも3か月に1回は取締役会を開催する必要がある。

今後は、法令等を遵守し、適正に業務を執行する体制を構築されたい。

### (3) 休憩時間を適正に付与すべきもの

【株式会社札幌花き地方卸売市場】

労働基準法では、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与える必要があるところ、付与されていないものがみられた。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

**(4) 使用料の減免事務を適正に行うべきもの**

**【株式会社札幌花き地方卸売市場】**

当法人の市場内にある会議室使用料を減免する際には、申込書に合わせて使用料減免申請書の提出が必要であるが、それがないにもかかわらず使用料の減免を行っていた。

今後は、当法人の規程に則り、適正な事務の執行に努められたい。

**(5) 固定資産台帳の耐用年数（減価償却率）を適正にすべきもの**

**【株式会社札幌花き地方卸売市場】**

当法人の固定資産の耐用年数について、増築（設）されたものや通路から事務室に改修されたものに、耐用年数45年が適用されていた。

しかし、建物本体の構造は鉄骨造で耐用年数は38年であることから、誤った耐用年数の登録により、過年度の減価償却費が過少となっていた。

今後は、誤った耐用年数を修正し、修正後の情報に基づき、適正に会計処理を行われたい。

**(6) 固定資産の購入及び除却手続に係る決裁区分について（意見（要望）事項）**

**【公益財団法人札幌市生涯学習振興財団】**

当法人は、会計規則にて固定資産の購入、除却及び売却、担保の提供についての手続等を定めている。

同規則に基づき、固定資産の購入及び除却に際して、本来理事長の決裁を受けるところ生涯学習センター長、青少年科学館長、事務局長の決裁により処理している事例がみられた。

今後は、固定資産の購入及び除却に係る手続の合理性や適正性確保のために、同規則の妥当性を検証のうえ、必要に応じ見直しをされるよう要望する。

**(7) 契約保証金の免除を適正に行うべきもの**

**【公立大学法人札幌市立大学】**

当法人の契約規程第36条第3号（契約実績）を適用して、契約保証金を免除しているものが多くみられた。しかし、契約決裁には受託者の契約実績をどのように確認し、同号を適用したのか記載がなく、その証跡が確認できなかった。

今後は、契約保証金免除申出書や受託者から契約実績を提出させるなどの検討を行ったうえで、契約決裁において判断した根拠資料を文書で保存されたい。

**(8) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの**

【公立大学法人札幌市立大学】

前渡金を小口現金から支出することがあるが、小口現金出納帳には精算後の金額のみが記載されているものがみられた。

当法人の出納規程では、小口現金から支出する際には小口現金出納帳への記帳が義務付けられていることから、今後は、規程に則り適正な事務処理に努められたい。

**(9) 規程の整備について（意見（要望）事項）**

【公立大学法人札幌市立大学】

当法人では、当法人の規定にない事務手続きは札幌市の扱いに準じる運用としている。しかし、札幌市の規定に対する理解不足から、例えば、特別な理由がないにもかかわらず、入札参加資格を有していない事業者から日常的に物品を購入するなど、一部手続きは札幌市の扱いに整合していない。

札幌市の規定を準用することの妥当性を検証のうえ、必要に応じ当法人の実情に即した規程整備を行うよう要望する。

**(10) 契約事務について（意見（要望）事項）**

【公立大学法人札幌市立大学】

学生の就職支援等のため、キャリアコンサルタント有資格者（以下「キャリアコンサルタント」という。）による相談等業務を事業者に委託しており、当該キャリアコンサルタント1名が大学に常駐し勤務を行っている。

しかし、当該契約に係る資料には、誤記であったとはいえ、統括責任者は当該キャリアコンサルタントであるなど、当法人と当該キャリアコンサルタントとの間に、指揮命令の関係があると誤解を招くような記載がみられた。

当法人が、受託者のスタッフ（当該キャリアコンサルタント）に対し、業務進捗状況の確認を直接行うなど、指揮命令しているとみなされる場合は、業務委託ではなく労働派遣契約を締結する必要がある。

今後は、関係法令等について理解を深め、適切な事務の執行に努められるよう要望する。

### 3 公の施設指定管理者監査

#### (1) 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市スポーツ協会、公益財団法人札幌市生涯学習振興財団、北のふるさとNグループ】

利用料金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【以下、一般財団法人札幌市スポーツ協会】

##### ア 利用料金の減免を適正に行うべきもの

各体育施設の利用料金の減免基準は、札幌市体育施設使用料減免要綱等に定められているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- (ア) 要綱に定めがないにもかかわらず、利用料金を減免していたもの
- (イ) 当法人内部の理解不足及び利用者への周知不足のため、減免が適用されなかったもの

今後は、減免について当法人内部や利用者への周知を徹底するとともに、現行の運用を継続するのであれば、速やかに札幌市と協議のうえ対応されたい。

##### イ 専用使用に係る利用料金を適正に算定すべきもの

札幌市体育施設条例においては、指定管理者が体育施設を管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で、市長の承認を得て定めることとなっている。

各スケート場の利用料金は、当該条例と同額を申請し承認を得ている。承認内容には、供用時間外に専用使用する場合、供用時間内の専用利用料金を2割増した額を加算することとしているが、当該加算をせず、徴収すべき利用料金が過少となっている事例がみられた。

今後は、供用時間外に専用使用する場合の利用料金について、承認内容に従って利用料金を適正に徴収されたい。

【以下、公益財団法人札幌市生涯学習振興財団】

##### ウ 利用料金を適正に徴収すべきもの

札幌市生涯学習センターの利用料金は、条例に定める使用料の範囲内で教育委員会に申請し承認を得ているが、ちえりあホールの利用において非営利団体が割増料金の適用対象となる場合に、リハーサル時間等一部の時間帯を割増料金の対象外とし、同委員会から承認を受けた利用料金とは異なる額を徴収している。

現行の運用を継続するのであれば、現在承認を受けていない超過割増料金を別途申請する又は一部の時間帯を割増することについて承認を受けるなど

適正に対応されたい。

また、多様な使用形態に柔軟に対応するため、現在の利用料金設定を検証のうえ、必要に応じ見直すことも検討されたい。

エ 利用料金の減額を適正に行うべきもの

札幌市青少年科学館の利用料金について、当法人では、特定の団体会員を対象とした減額を行っており、このことについて教育委員会から承認を受けたとしているが、協定書に定める減額可能な要件には該当しておらず、減額の根拠が判然としない。

今後、利用料金を減額する場合は、協定書に従い適正に行われたい。

【北のふるさとNグループ】

オ 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの

札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。

当団体では、丘珠空港緑地パークゴルフ場について、同条例に定めのない使用単位（時間）及び料金を設定しているが、その実施に当たり市長の承認を得ていない。

条例の定めに従い、適正な事務手続きを行われたい。

(2) 劇物の管理を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市スポーツ協会】

複数の指定管理施設において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 劇物がその他の物品と混在して保管されているもの

イ 劇物の在庫量の定期点検及び使用量の把握が行われていないもの

劇物の管理に関して、このような不適正な管理を日常的に続けることは、重大な事故の発生につながりかねない。今後は、関係法令等を遵守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 過年度分の未収金及び未払金に関する事務について（意見（要望）事項）

【一般財団法人札幌市スポーツ協会】

当法人が管理運営する施設において、発生から1年以上経過している未収金及び未払金があり、それらの解消に向けて具体的な取組がなされていないものが散見された。

今後は、過年度分も含めた未収金等の解消のために、より具体的なマニュアル等を整備したうえで進捗管理を行われるよう要望する。

#### (4) 金券類の管理について（意見（要望）事項）

【一般財団法人札幌市スポーツ協会、株式会社札幌リゾート開発公社、  
社会福祉法人麦の子会】

札幌市と当法人が締結した指定管理施設に係る管理運営業務等仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱い」を含むことが定められているが、以下の事例がみられた。

【一般財団法人札幌市スポーツ協会】

ア マニュアルは整備されていたものの、一部具体性に欠けていたことから、適切な取扱いがされていなかったもの

【株式会社札幌リゾート開発公社】

イ 規程は整備されていたものの、具体的な管理方法の定めがなかったもの

【社会福祉法人麦の子会】

ウ 金券類の管理についての規定が整備されていなかったもの

今後は、適切な管理体制を確立し、事故防止に努めるよう要望する。

#### (5) 再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市生涯学習振興財団】

再委託業務に係る契約事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 札幌市生涯学習センター電気空調衛生設備保守管理業務において、仕様書で現場責任者に必要な資格を定めているが、当該資格を有しているかの確認を行っておらず、資格を有していない者に従事させていたもの

イ 札幌市生涯学習センターピアノ保守点検業務において、仕様書で点検者の資格を定めているが、書面での確認を行っていないもの

今後は、複数の職員が確認するなど、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、再委託業務の確実な履行に向け、適正な事務の執行に努められたい。

#### (6) 駐車場の利用時間の変更について（意見（要望）事項）

【公益財団法人札幌市生涯学習振興財団】

札幌市生涯学習センター等管理業務仕様書では、指定管理の対象となる駐車場（宮の沢ターミナルビル駐車場の2階）の利用時間は午前8時から午後11時までとされているが、実際には午前9時から午後10時までの時間帯で運営管

理されていた。

2階から4階まで及び屋上の駐車場は一体として運営管理されているため、同センター利用者は2階の利用時間外には、24時間営業の他の階を利用することができ、利用上の支障はない。しかし、仕様で定める利用時間の変更について、教育委員会と協議した証跡が残っておらず、その経緯が判然としない。

管理業務の内容が変更となる場合には、内容を客観的に確認できるようにすることが重要であり、口頭ではなく書面により証跡を残すよう要望する。

**(7) 索道事業の検査に関する事務を適正に行うべきもの**

**【株式会社札幌リゾート開発公社】**

当法人はリフトの使用開始に当たり、各種検査を行ったうえで、北海道運輸局長あてに索道事業再開届出書及び基準適合確認書を提出している。

当法人が作成した当該確認書、検査に係る記録簿及び日誌において、検査日が一致せず、また、検査に係る資料が保存されていないなど、適正に検査が行われたのか判然としない事例が散見された。

今後は、運行の安全確保及び設備の維持管理の重要性を踏まえ、適正に資料を作成、保存して検査を行われたい。

**(8) 撮影の承認に関する事務を適正に行うべきもの**

**【株式会社札幌リゾート開発公社】**

札幌市体育施設条例施行規則においては、業としての写真、映画等の撮影の承認を行う場合、あらかじめ申請者から札幌市体育施設撮影承認申込書の提出を受けたうえで、札幌市体育施設撮影承認書を交付すると定められている。

当法人では、業としての写真、映画等の撮影の承認について、必要な手続きを行っていなかった。

今後は、規則に従い、適正な事務の執行に努められたい。

**(9) 自家用車の業務使用に係る酒気帯びの確認について（意見（要望）事項）**

**【株式会社札幌リゾート開発公社】**

道路交通法施行規則では、業務に伴う自家用車の使用において、目視等による酒気帯びの確認及び記録の保存が義務付けられているが、当法人では、自家用車の使用は一時的であるとの認識から、これらのことが行われていなかった。

しかし、当法人の自家用車の使用について、1か月当たり600kmを超える使用状況などの事例もみられたことから、一時的な使用とすることに疑義が生じた。

今後は、安全確保や事故防止の面からも、規程等を整備し、社員に周知徹底を図るなど、必要な対策を検討するよう要望する。

(10) 収支決算書の支出科目に係る帳簿等を整備すべきもの

【北のふるさとNグループ】

当団体は、収支決算書において賃借料、修繕費及び消耗品費等を計上しているが、機材の使用記録及び支払の挙証書類のないものが散見された。

今後は、各費用の算出根拠を明確にして経理を行ったうえで帳簿等を整備されたい。

(11) 利用料金の申請について（意見（要望）事項）

【大和リース株式会社北海道支店、あつべつグリーンパートナー】

利用料金の申請について、以下の事例がみられた。

【大和リース株式会社北海道支店】

ア 市民ホール会議室及び大ホールの利用料金は、営利営業の目的で使用する場合、割増した額を徴収するとして教育委員会の承認を得ている。しかし、大ホールは営利営業の目的であっても、リハーサル時間帯は割増しない額を徴収していた。

この扱いは、同委員会作成の手引きに基づき従来から行われているとともに、毎年度提出する業務計画書にも記載されていることから、同委員会も了承しているところである。

しかし、その記載のみをもって、同時間帯を割増対象外とすることについて利用料金承認を得ているとは言い難いと考ええる。

改めて、条例及び協定書を確認のうえ、利用料金申請手続きについて同委員会と協議するよう要望する。

【あつべつグリーンパートナー】

イ 札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっており、札幌市都市公園の維持管理に関する協定書第17条において、利用料金の申請は当団体が札幌市に書面にて申し入れると規定されている。

しかし、当団体は、この手続きを同協定書第8条に基づく収支計画書を提出することで、併せて利用料金申請を行っているとしている。当該計画書に利用料金単価が記載されているとはいえ、収支計画の目的で作成した書類であることや、利用料金の全てを記載しているものではないことから、これをもって利用料金申請を行い、承認を得ているとは言い難いと考ええる。

現状の手続きは、所管部局も了承しているものではあるが、改めて、条例及び協定書を確認のうえ、利用料金申請手続きについて協議するよう要望する。

(12) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの

【あつべつグリーンパートナー】

札幌市都市公園指定管理者業務仕様書において、被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者、札幌市とする損害賠償保険の加入が定められているが、当団体が加入している損害賠償保険の被保険者に、指定管理者から委託を受けた者は含まれていなかった。

指定管理者から委託を受けた者が無保険状態とならないよう、状況を直ちに確認し、適正に処理されたい。

(13) 備品管理を適正に行うべきもの

【あつべつグリーンパートナー】

札幌市都市公園指定管理者業務仕様書で定める備品に関する物品使用貸借契約の締結がなされておらず、同仕様書に定める事項が遵守されていなかった。

今後は、同仕様書の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。



社会福祉法人前田記念福祉会

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①軽費老人ホーム事務費補助金 ②介護保険施設等非常用自家発電設備整備補助金 ③介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金 ④介護サービス事業所等感染症対策費補助金 ⑤社福減免補助金 ⑥結核健康診断費補助金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・補助金の実績報告を適正に行うべきもの</p>

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①軽費老人ホーム事務費補助金 ②介護サービス事業所等感染症対策費補助金 ③介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金 ④新型コロナ検査補助金 ⑤子ども食堂食材費高騰対策特別支援金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**社会福祉法人札幌南福祉会**

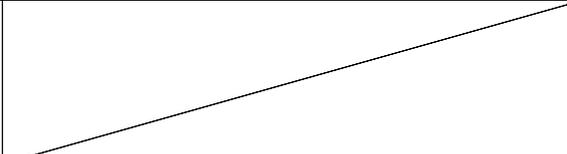
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
	<p>—</p>

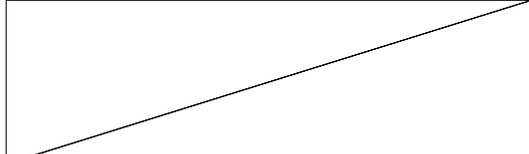
**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①さっぽろグローバルスポーツコミッション運営費補助金 ②さっぽろアスリートサポート事業補助金 ③第47回札幌マラソン事業補助金 ④競技力育成強化・普及促進事業補助金 ⑤さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業補助金 ほか</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>

**一般財団法人札幌市スポーツ協会**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・活動団体等への助成金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p>
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	—
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—

<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①区体育館（10） ②中島体育センター ③白旗山競技場 ④宮の沢屋内競技場 ⑤温水プール（8） ほか</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【意見（要望）事項】 ・金券類の管理について</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・利用料金に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・過年度分の未収金及び未払金に関する事務について</p>
	<p>【指摘事項】 ・産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの ・劇物の管理を適正に行うべきもの</p>

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li> <li>■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</li> </ul>
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</li> </ul>
上記重要リスクに対応しないもの	/

**株式会社札幌花き地方卸売市場**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> </ul>	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産台帳の耐用年数（減価償却率）を適正にすべきもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>	—
/	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役会の開催を適正に行うべきもの</li> <li>・ 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</li> <li>・ 休憩時間を適正に付与すべきもの</li> <li>・ 使用料の減免事務を適正に行うべきもの</li> </ul>

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①文化芸術活動再開支援金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①生涯学習センター及び教育センター（開放施設） ②青少年科学館及び天文台</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>

**公益財団法人札幌市生涯学習振興財団**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	<p>【意見（要望）事項】 ・固定資産の購入及び除却手続きに係る決裁区分について</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・駐車場の利用時間の変更について</p>

【指定管理者】 契約事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</li> </ul>
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li> </ul>

上記重要リスクに対応しな いもの	
---------------------	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</li> <li>■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</li> <li>■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</li> </ul>	【指摘事項】 ・ 利用料金に関する事務を適正に行うべきもの

	—
--	---

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①運営費交付金 ②施設整備費補助金</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</p>
<p>【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**公立大学法人札幌市立大学**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・前渡金の事務処理を適正に行うべきもの</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>【指摘事項】 ・契約保証金の免除を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・契約事務について</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	<p>【意見（要望）事項】 ・規程の整備について</p>

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①藤野野外スポーツ交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</li> </ul>
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。</li> <li>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</li> </ul>
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li> </ul>
上記重要リスクに対応しないもの	

**株式会社札幌リゾート開発公社**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</li> </ul>	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影の承認に関する事務を適正に行うべきもの</li> </ul> <p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金券類の管理について</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</li> <li>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</li> <li>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</li> </ul>	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・索道事業の検査に関する事務を適正に行うべきもの</li> </ul> <p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車の業務使用に係る酒気帯びの確認について</li> </ul>

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①丘珠空港緑地 ②美香保公園 ③伏古公園</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**北のふるさとNグループ**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・収支決算書の支出科目に係る帳簿等を整備すべきもの</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・利用料金に関する事務を適正に行うべきもの</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①市民ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</li> </ul>
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。</li> <li>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</li> </ul>
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li> </ul>
上記重要リスクに対応しないもの	

**大和リース株式会社北海道支店**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</li> <li>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</li> <li>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</li> </ul>	<p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金の申請について</li> </ul>
	—

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①日中一時支援事業運営費補助金 ②重症心身障がい児者等受入促進事業補助金 ③障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 ④障害者総合支援事業費補助金 ⑤社会福祉施設整備資金借入利子補助金 ほか</p>	<p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①みかほ整肢園</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設定目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**社会福祉法人麦の子会**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【意見（要望）事項】 ・金券類の管理について</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>—</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**監査の着眼点（評価項目）等**

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①厚別山本公園 ②もみじ台緑地 ③大谷地流通団地東側緑地 ④青葉中央公園</p>	<p>■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

**あつべつグリーンパートナー**

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの</p>
<p>■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【意見（要望）事項】 ・利用料金の申請について</p>
	<p>【指摘事項】 ・備品管理を適正に行うべきもの</p>

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 財政援助団体監査

##### (1) 社会福祉法人前田記念福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和58年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う軽費老人ホームの運営に係る経費等に対し8,415万円の補助金等を交付している。

#### 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
軽費老人ホーム事務費補助金	64,928,840	保 健 福 祉 局 高 齢 保 健 福 祉 部
非常用自家発電設備整備補助金	16,636,000	
介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金	2,153,400	
介護サービス事業所等感染症対策費補助金	325,000	
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助金	78,000	
結核健康診断費補助金	35,813	保 健 福 祉 局 保 健 所
合 計	84,157,053	

##### (2) 社会福祉法人札幌南福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和60年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う軽費老人ホームの運営に係る経費等に対し7,067万円の補助金等を交付している。

補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
軽費老人ホーム事務費補助金	68,088,992	保健福祉局 高齢保健福祉部
介護サービス事業所等感染症対策費補助金	1,649,000	
介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金	754,800	
新型コロナ検査補助金	82,000	
子ども食堂食材費高騰対策特別支援金	100,000	子ども未来局 子ども育成部
合 計	70,674,792	

(3) 一般財団法人札幌市スポーツ協会

この法人は、札幌市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援並びに国際的なスポーツイベントの誘致及び開催の支援のために必要な事業を行うとともに札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進並びにスポーツを通じた地域の活性化に寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額2,000万円のうち、500万円（出資比率25.0%）を出資している。また、公の施設である札幌市各区体育館及びプールなどの体育施設、健康づくり施設等の管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として、26億4,603万円を支出するとともに、この法人が行うさっぽろグローバルスポーツコミッション運営に係る経費等に対し1億425万円の補助金を交付している。

補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
さっぽろグローバルスポーツコミッション運営費補助金	30,921,111	ス ポー ツ 局 ス ポー ツ 部
さっぽろアスリートサポート事業補助金	14,616,000	
第47回札幌マラソン事業補助金	14,000,000	
競技力育成強化・普及促進事業補助金	13,794,633	
さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業補助金	13,000,000	
第63回札幌市民スポーツ大会事業補助金	8,423,000	
第43回札幌国際スキーマラソン大会事業補助金	7,500,000	
第45回北海道を歩こう事業補助金	810,000	
札幌市スポーツ少年団運営事業補助金	600,000	
小学校スキー学習支援事業補助金	589,112	
合 計	104,253,856	

#### (4) 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

この法人は、札幌市における生涯学習の普及振興に資する事業を行うとともに市民の学習活動を総合的に支援し、もって生涯学習の推進に寄与することを目的として、平成11年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額5,000万円のうち2,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、公の施設である札幌市生涯学習センター及び札幌市青少年科学館等の管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として7億5,567万円を支出するとともに、この法人が行う札幌市生涯学習センターの運営に係る経費等に対し431万円の支援金を交付している。

#### 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
文化芸術活動再開支援金		4,317,580	市民文化局 市民部
合	計	4,317,580	

#### (5) 公立大学法人札幌市立大学

この法人は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市のまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的として、平成18年に設立されたものである。

令和5年3月末時点では、デザイン学部、看護学部、大学院デザイン研究科、大学院看護学研究科、及び助産学専攻科から構成されている。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額82億1,040万円の全額を出資しており、この法人が行う札幌市立大学の運営に係る経費等に対し16億6,054万円の補助金等を交付している。

#### 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
札幌市立大学運営費交付金		1,503,000,000	まちづくり政策局
札幌市立大学施設整備費補助金		157,542,000	政策企画部
合	計	1,660,542,000	

(6) 社会福祉法人麦の子会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成8年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市みかほ整肢園の管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として7,104万円を支出している。また、この法人が行う児童養護施設の運営に係る経費等に対し4,393万円の補助金等を交付している。

補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
日中一時支援事業運営費補助金	30,003,242	保健福祉局 障がい保健福祉部
重症心身障がい児者等受入促進事業補助金	3,000,000	
障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金	2,434,600	
障害者総合支援事業費補助金	1,259,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	18,850	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協力金	1,693,000	保健福祉局 医療対策室
保育施設等光熱費高騰対策特別支援金	175,000	子ども未来局 子育て支援部
保育所等給食費高騰対策補助金	99,000	
児童養護施設等体制強化事業費補助金	3,503,000	子ども未来局 児童相談所
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金	1,509,595	
児童養護施設等光熱費高騰対策特別支援金	240,000	
合 計	43,935,287	

## 2 出資団体監査

- (1) 一般財団法人札幌市スポーツ協会（所管：スポーツ局スポーツ部）  
 法人の概要については、1(3)参照

### 令和4年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	4,256,330 (345,337)
	経常費用 B	4,287,347
	経常増減額 C=A-B	△ 31,016
	経常外増減額 D	0
	法人税等 E	520
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 31,536
	一般正味財産期首残高 G	1,525,182
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,493,645
	当期指定正味財産増減額 I	△ 13,000
	指定正味財産期首残高 J	59,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	46,000
	正味財産期末残高 L=H+K	1,539,645
財政状態 (令和5年3月31日現在)	流動資産 M	1,477,582
	固定資産 N	1,359,020
	資産合計 O=M+N	2,836,602
	流動負債 P	711,363
	固定負債 Q	585,594
	負債合計 R=P+Q	1,296,957
	指定正味財産 S	46,000
	一般正味財産 T	1,493,645
	正味財産合計 U=S+T	1,539,645
	負債及び正味財産合計 V=R+U	2,836,602

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
 なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

(2) 株式会社札幌花き地方卸売市場（所管：経済観光局経済戦略推進部）

この法人は、札幌市とその周辺地域の消費者に、新鮮かつ豊富な花き園芸品を安定した価格により供給する拠点市場として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し資本金総額4億7,000万円のうち2億3,600万円（出資比率50.2%）を出資している。

第1表 第44期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	128,065
	経 常 費 用 B	124,302
	経 常 損 益 C=A-B	3,762
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	919
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	2,843
	前 期 繰 越 利 益 H	114,384
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	117,228
財 政 状 態 (令和5年3月31日現在)	流 動 資 産 J	220,628
	固 定 資 産 K	475,982
	資 産 合 計 L=J+K	696,611
	流 動 負 債 M	26,626
	固 定 負 債 N	82,755
	負 債 合 計 O=M+N	109,382
	資 本 金 P	470,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	117,228
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	587,228
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	696,611	

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和5年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	204,000	50.2
札幌花き園芸株式会社	164,600	40.5
北海道植物株式会社	19,000	4.7
株式会社北海道銀行	16,000	3.9
はまなす花き株式会社	2,400	0.6
合 計	406,000	100.0

(3) 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（所管：教育委員会生涯学習部）  
法人の概要については、1(4)参照

令和4年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	887,011
	経常費用 B	863,257
	経常増減額 C=A-B	23,753
	経常外増減額 D	△ 282
	法人税等 E	345
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	23,124
	一般正味財産期首残高 G	246,620
	一般正味財産期末残高 H=F+G	269,745
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
	正味財産期末残高 L=H+K	319,745
財政状態 (令和5年3月31日現在)	流動資産 M	249,117
	固定資産 N	172,105
	資産合計 O=M+N	421,223
	流動負債 P	70,535
	固定負債 Q	30,943
	負債合計 R=P+Q	101,478
	指定正味財産 S	50,000
	一般正味財産 T	269,745
正味財産合計 U=S+T	319,745	
負債及び正味財産合計 V=R+U	421,223	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

- (4) 公立大学法人札幌市立大学（所管：まちづくり政策局政策企画部）  
法人の概要については、1(5)参照

令和4年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	2,033,036
	経 常 費 用 B	2,140,811
	経 常 損 益 C=A-B	△ 107,774
	特 別 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	0
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	△ 107,774
	積 立 金 取 崩 額 H	167,299
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	59,524
財 政 状 態 (令和5年3月31日現在)	流 動 資 産 J	705,497
	固 定 資 産 K	6,846,694
	資 産 合 計 L=J+K	7,552,192
	流 動 負 債 M	364,540
	固 定 負 債 N	831,120
	負 債 合 計 O=M+N	1,195,661
	資 本 金 P	8,210,400
	資 本 剰 余 金 Q	△ 2,232,531
	利 益 剰 余 金 R	378,661
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	6,356,530
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	7,552,192	

- (注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。  
2 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

### 3 公の施設指定管理者監査

#### (1) 一般財団法人札幌市スポーツ協会

法人の概要については、1(3)参照

#### 令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市各区体育館、札幌市中島体育センター、札幌市白旗山競技場等29施設	2,435,359,722	674,062,770	スポーツ局 スポーツ部
札幌市中央健康づくりセンター等3施設	104,370,000	44,839,050	保健福祉局 保健所
合計	2,539,729,722	718,901,820	

(注) 1 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

2 コンソーシアムの一員として管理しているものを含み、金額はこの法人が受領したものを計上している。

#### (2) 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

法人の概要については、1(4)参照

#### 令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市生涯学習センター及び札幌市教育センター（開放施設）	388,232,799	71,282,287	教育委員会 生涯学習部
札幌市青少年科学館及び札幌市天文台	367,447,000	34,368,130	
合計	755,679,799	105,650,417	

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### (3) 株式会社札幌リゾート開発公社

この法人は、札幌圏におけるレクリエーション、スポーツ観光施設の開発及び管理運営を通じて札幌市民に健全な憩いの施設を提供するとともに、定山溪地域における振興策としてレクリエーション基地の開発を目的として、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として1億3,427万円を支出している。

#### 令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市藤野野外スポーツ交流施設	134,277,000	87,682,000	スポーツ局 スポーツ部
合計	134,277,000	87,682,000	

(注) 指定管理期間は令和2年度から令和6年度までである。

### (4) 北のふるさとNグループ

この団体は、丘珠空港緑地、美香保公園、伏古公園の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である丘珠空港緑地、美香保公園、伏古公園の管理運営をこの団体に行わせており、令和4年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として9,964万円を支出している。

#### 令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
丘珠空港緑地・美香保公園・伏古公園	99,646,000	9,992,270	東区土木部
合計	99,646,000	9,992,270	

(注) 指定管理期間は令和元年度から令和5年度までである。

(5) 大和リース株式会社北海道支店

この法人は、仮設用ハウスの賃貸及び解体移設などの事業を営むことを目的として昭和34年に創業（昭和22年設立）され、現在、規格建築事業、流通建築リース事業、リーシングソリューション事業及び環境緑化事業の4つの事業を軸に様々な事業を展開している。

札幌市は、公の施設である札幌市民ホールの管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として4,974万円を支出している。

令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市民ホール	49,741,892	131,610,200	教育委員会 生涯学習部
合計	49,741,892	131,610,200	

(注) 指定管理期間は令和元年度から令和5年度までである。

(6) 社会福祉法人麦の子会

法人の概要については、1(6)参照

令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市みかほ整枝園	71,040,000	3,313,490	保健福祉局 障がい保健福祉部
合計	71,040,000	3,313,490	

(注) 指定管理期間は令和2年度から令和6年度までである。

(7) あつべつグリーンパートナー

この団体は、厚別山本公園、もみじ台緑地、大谷地流通団地東側緑地、青葉中央公園の管理業務を遂行することを目的として、平成30年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である厚別山本公園、もみじ台緑地、大谷地流通団地東側緑地、青葉中央公園の管理運営をこの団体に行わせており、令和4年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として5,254万円を支出している。

令和4年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
厚別山本公園・もみじ台緑地・大谷地流通団地東側緑地・青葉中央公園	52,549,000	9,297,520	厚別区土木部
合 計	52,549,000	9,297,520	

(注) 指定管理期間は令和元年度から令和5年度までである。